

監査公表第 533 号

平成 17 年 5 月 16 日監査公表第 520 号において公表した平成 16 年度定期監査（工事）の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 18 年 5 月 12 日

京都市監査委員 田 中 セツ子
同 小 林 昭 朗
同 江 草 哲 史
同 藤 井 昭

平成 16 年度定期監査（工事）結果に対する措置状況

（産業観光局－1）

監 査 の 結 果
「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱」では、予定価格が 300 万円未満で前払いをしない工事であるにもかかわらず、誤って前払いをする設計を行っていた。 適正な積算を行うよう改められたい。 <p style="text-align: right;">（林道久多尾越線改善工事）</p>
講 じ た 措 置
予定価格が 300 万円未満で前払いをしない工事の設計に当たっては、新たに作成した積算条件チェックシートにより確認を行い、誤って前払いをすることのないよう平成 17 年 8 月 30 日付け「定期監査（工事）結果に伴う改善対策について」により工事担当各課に周知した。

(産業観光局－2)

監 査 の 結 果

工事請負契約書第4条で規定する契約の保証については、設計金額が500万円未満の工事は保証が免除されるにもかかわらず、契約保証に係る補正を行っていた。
適正な積算を行うよう改められたい。

(林道久多尾越線改善工事)

講 じ た 措 置

設計金額が500万円未満の工事の設計に当たっては、新たに作成した積算条件チェックシートにより確認を行い、契約保証に係る補正を行わないよう平成17年8月30日付け「定期監査（工事）結果に伴う改善対策について」により工事担当各課に周知した。

(都市計画局－1)

監 査 の 結 果

本工事は、機器の調達、据付け及び調整から構成されているが、他工事との取り合いも少なく、また、難しい工事内容でもないと考えられる。

本工事の機材等を物品調達で契約することにより、本工事の請負額より廉価に契約できる可能性がある。

工事による発注及び物品調達による発注について、施工性、経済性等を比較することにより、より良い発注方法がないか検討されたい。

(京都市立西京商業高等学校増改築工事ただし、映像・音響設備工事)

講 じ た 措 置

工事による発注及び物品調達による発注について、企画及び計画段階から詳細な協議及び検討を行い、「機器の調達に関する事業担当局との打合せ手順書」を作成し、平成17年10月14日から運用を開始した。

今後は、この手順書に従い、施工性及び経済性に留意し、事業担当局との協議に活用するものとし、最適な発注方法を確立する。

(都市計画局－ 2)

監 査 の 結 果
鉄骨のさび止め塗装費を現場さび止め塗装費で積算すべきところを工場さび止め塗装費で積算を行ったため、過大積算となっていた。 適正な積算を行うよう改められたい。 (京都市立桂徳小学校増築工事ただし、教室その他増築工事)

講 じ た 措 置
鉄骨のさび止め塗装費の積算に当たっては、設計担当者と照査担当者が確認を行い、より正確を期することを平成 17 年 5 月 25 日付け「平成 16 年度定期監査（工事）結果報告における留意事項の周知について」により担当職員に周知した。

(都市計画局－ 3)

監 査 の 結 果
建築工事共通費積算基準の運用では、設計変更においては契約保証費の補正は行わないとされているが、これを補正して積算していた。 適正な積算を行うよう改められたい。 (京都市立西院小学校地震補強工事ただし、建築工事ほか)

講 じ た 措 置
設計変更における契約保証費の補正について、平成 17 年度発注分から、共通費計算表の様式を元設計用と設計変更用に改めるとともに、平成 17 年 5 月 25 日付け「平成 16 年度定期監査（工事）結果報告について」により担当職員に周知した。

(都市計画局－ 4)

監 査 の 結 果
建築工事積算マニュアルでは、工事实績情報の登録費用を積み上げることとされているが、その登録に要する費用を計上していなかった。 適正な積算を行うよう改められたい。 (京都市立上京中学校エレベーター棟増築工事ただし、昇降機設備工事)

講 じ た 措 置
簡易コリンズの登録費用について、共通費算出表を設計担当者と照査担当者が確認を行い、より正確を期することを平成 17 年 5 月付け「公共建築の設計及び工事監理等に係る適正な事務処理について（通知）」により担当職員に周知した。

(都市計画局－ 5)

監 査 の 結 果
特記仕様書では、打設するコンクリートの呼び強度 1 平方ミリメートル当たり 24 ニュートンを使用することとされているが、呼び強度 1 平方ミリメートル当たり 30 ニュートンのコンクリートの単価で積算していたため、過大積算となっていた。 適正な積算を行うよう改められたい。 (京都市立安朱小学校修繕工事ただし、南校舎 1～3 階便所改修工事)

講 じ た 措 置
打設するコンクリートの積算に当たっては、採用する呼び強度について、設計担当者と照査担当者が確認を行い、より正確を期することを平成 17 年 5 月 25 日付け「平成 16 年度定期監査（工事）結果報告について」により担当職員に周知した。

(都市計画局－6)

監 査 の 結 果
塗膜防水の施工面積を誤って算出したため、過小積算となっていた。 適正な積算を行うよう改められたい。 (京都市立西京極小学校修繕工事ただし、北校舎及び南校舎外壁改修工事)

講 じ た 措 置
塗膜防水の施工面積の算出に当たっては、設計担当者と照査担当者が確認を行い、より正確を期することを平成17年5月25日付け「平成16年度定期監査（工事）結果報告について」により担当職員に周知した。

(都市計画局－7)

監 査 の 結 果
機械設備工事共通仕様書では、「電気保安技術者の設置は特記による」とされている。 機械設備工事において、ポンプの制御盤等の据付け、運転、試験等、機械設備工事の請負者が電気工事を行うことや電気機器を取扱うことがある。このような場合は、機械設備業者自身が責任を持って、当該電気設備工事の保安の監督を行う必要があるが、個々の工事の仕様書等に電気保安技術者の記載がない。 どのような工事の場合に電気保安技術者の設置を仕様書に特記するのか検討されたい。 (機械設備工事共通)

講 じ た 措 置
機械設備工事における電気保安技術者の設置に当たっては、企画設計課（新增改築工事担当）及び整備支援課（改修及び修繕工事担当）において、平成17年6月1日以降に設計する工事から、機械設備工事に電気工事士法第2条第3項に規定する電気工事が含まれる場合には、電気保安技術者の設置を特記仕様書に明記するよう改めた。

(都市計画局－ 8)

監 査 の 結 果
設計図では、工事用電源を準備することとなっているが、当該工事費を積算していなかったため、過小積算となっていた。 適正な積算を行うよう改められたい。 (京都市立洛風中学校大規模改修工事ただし、電気設備工事)

講 じ た 措 置
仕様書に特記する工事用電源の積算に当たっては、設計担当者と照査担当者が確認を行い、より正確を期することを平成 17 年 6 月 3 日付け「平成 16 年度定期監査（工事）結果報告について」により担当職員に周知した。

(都市計画局－ 9)

監 査 の 結 果
特記仕様書では、工事保険は請負代金を保証できるものとし、保険期間は契約の日から完成引渡しの日までとされているが、工期を延長しているにもかかわらず、保険期間を元契約期限のままとしていた。 適正な施工管理を行うよう改められたい。 (京都市立北総合養護学校グラウンド整備工事ただし、塀・舗装その他工事)

講 じ た 措 置
工事保険の保険期間について、新たにチェックシート（建築請負工事及び設計変更に係る提出書類）を作成し、より適正な施工管理を行うことを平成 17 年 4 月 26 日に担当職員に周知した。

(都市計画局－10)

監 査 の 結 果

建築工事共通仕様書及び当該工事の施工計画書では、コンクリートに密着する部分及び埋め込まれる部分はさび止め塗装を行わないとされているが、その部分にさび止め塗装を行っていた。

適正な施工管理を行うよう改められたい。

(京都市立桂徳小学校増築工事ただし、教室その他増築工事)

講 じ た 措 置

コンクリートに密着する部分及び埋め込まれる部分のさび止め塗装について、建築工事共通仕様書及び施工計画書を遵守して施工管理することを平成17年4月26日に担当職員に周知した。

(建設局－1)

監 査 の 結 果

設計書における設計計上数量の數位等に関して、土木工事標準積算基準書（以下「積算基準書」という。）の数値基準に基づいていない工種があった。また、設計内訳書と数量総括表との計上数量の不整合もあり、設計計上数量等が適切ではなかった。

適正な積算を行うよう改められたい。

(Ⅰ・Ⅲ・37 久世北茶屋線道路改築工事ほか)

講 じ た 措 置

設計書における設計計上数量の數位等について、平成17年4月18日に行われた「平成16年度定期監査（工事）に伴う理事者質疑」において既に指摘を受けていた事例については、同月22日に建設局所属長会を開催し、土木工事標準積算基準書に基づき適正な積算事務を行うよう指示するとともに、関係職員へ周知した。

さらに、同年8月25日に再度建設局所属長会を開催し、各所属に対し、適正な事務を行うよう指示した。

(建設局－2)

監 査 の 結 果

積算基準書では、工事实績情報の登録費用を積み上げることとされているが、その登録に要する費用を計上していなかった。

適正な積算を行うよう改められたい。

(I・II・3伏見向日町線道路改築(その1-1)工事)

講 じ た 措 置

登録に要する費用について、平成17年8月25日に建設局所属長会を開催し、土木工事標準積算基準書に基づき適正な積算事務を行うよう、各所属に指示した。

(建設局－3)

監 査 の 結 果

舗装工事の表層アスファルト舗装について、現場条件等を考慮して機械による施工で積算すべきところを、人力施工にて積算されていたため、過大積算となっていた。

適正な積算を行うよう改められたい。

(I・III・25鴨川東岸線道路改良(その9)工事ほか)

講 じ た 措 置

舗装工事の表層アスファルト舗装について、平成17年4月18日に行われた「平成16年度定期監査(工事)に伴う理事者質疑」において既に指摘を受けていた事例について、同月22日に建設局所属長会を開催し、土木工事標準積算基準書及び設計業務等積算基準書等に基づき適正な積算事務を行うよう指示するとともに、関係職員に周知した。

さらに、同年8月25日に再度建設局所属長会を開催し、各所属に対し、適正な事務を行うよう指示した。

(建設局－ 4)

監 査 の 結 果

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」では、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込みなどについて、京都市長への通知及び計画に係る発注者への説明に関する書面の交付が規定されているが、その通知等がされていなかった。

適正な施工管理を行うよう改められたい。

(葛野大路道路改築 (その 5) 工事ほか)

講 じ た 措 置

京都市長への通知等について、平成 17 年 8 月 25 日に建設局所属長会を開催し、関係法令等に基づき適正な施工管理を行うよう、各所属に指示した。

(建設局－ 5)

監 査 の 結 果

土木工事共通仕様書 (以下「共通仕様書」という。)では、請負者は工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、変更時には 10 日以内に、財団法人日本建設情報総合センターに登録することとされているが、その登録を 7 箇月遅延していた。

適正な施工管理を行うよう改められたい。

(広路 4 油小路通 (鴨川橋梁) 道路改築 (その 3－1) 工事)

講 じ た 措 置

財団法人日本建設情報総合センターへの登録について、平成 17 年 8 月 25 日に建設局所属長会を開催し、適正な施工管理を行うよう、各所属に指示した。

(建設局－6)

監 査 の 結 果

特記仕様書では、請負者は建設業退職金共済制度等の趣旨に基づき、掛金収納書を工事契約締結後1箇月以内に工事担当課に提出することとされているが、未提出なもの又は遅延していたものがあった。

適正な施工管理を行うよう改められたい。

(Ⅰ・Ⅲ・25 鴨川東岸線道路改良 (公共関連その2) 工事ほか)

講 じ た 措 置

掛金収納書の提出について、平成17年8月25日に建設局所属長会を開催し、適正な施工管理を行うよう、各所属に指示した。

(建設局－7)

監 査 の 結 果

工事請負契約書及び共通仕様書では、契約の履行に関して発注者と請負者は書面により協議等を行うこととされているにもかかわらず、書面での協議等を行っていなかった。

適正な施工管理を行うよう改められたい。

(広路4油小路通 (鴨川橋梁) 道路改良 (その4) 工事ほか)

講 じ た 措 置

書面での協議等について、平成17年8月25日に建設局所属長会を開催し、適正な施工管理を行うよう、各所属に指示した。

(建設局－ 8)

監 査 の 結 果
設計協議に関して、業務委託料内訳書では3業務として計上されているが、当該業務は道路設計に関する1業務として、成果品納入時等の打合せ回数を減らすなどの積算をすべきであった。 適正な積算を行うよう改められたい。 (2. 3. 66 深草大津線設計業務委託ほか)

講 じ た 措 置
設計協議について、平成17年4月18日に行われた「平成16年度定期監査（工事）に伴う理事者質疑」において既に指摘を受けていた事例については、同月22日に建設局所属長会を開催し、土木工事標準積算基準書及び設計業務等積算基準書等に基づき適正な積算事務を行うよう指示するとともに、関係職員へ周知した。 さらに、同年8月25日に再度建設局所属長会を開催し、各所属に対し、適正な事務を行うよう指示した。

(建設局－ 9)

監 査 の 結 果
提出書類として、業務委託契約書及び土木設計業務委託共通仕様書に基づく、打合せ記録簿や監督員通知書等が提出されていなかった。 適正な履行確認を行うよう改められたい。 (1. 4. 3 新十条通関連道路設計業務委託ほか)

講 じ た 措 置
打合せ記録簿や監督員通知書等の提出について、平成17年8月25日に建設局所属長会を開催し、適正な履行確認を行うよう、各所属に指示した。

(監査事務局第一課)